第二千四百十三号

平成十六年

(金曜日)

する規則の一部を改正する規則.. 規 目 則 次 ( 監 理 課 :

青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関

告 示

種畜の臨時検査の施行. 公 告 (畜 産 課 :

土地改良事業計画変更の認可. 大規模小売店舗の変更の届出. (農村整備課) (経営振興課) : :

出

先機 関

殊本 務 水地 :

三

土地改良事業施行の認可...... 所産方

正..... 事 務 局 :

 $\equiv$ 

検査家畜の種類

検査期日及び検査場所

検

查 期 日

検

查

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

規 則

る規則をここに公布する。 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正す

(

平成十六年十二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第六十六号

青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則 正する規則 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改

|月青森県規則第六号) の一部を次のように改正する。 (昭和五十八年

第四条第二項中「三月一日から同月三十一日」を「一月十日から二月九日」 に改め

附 則 ಕ್ಕ

この規則は、公布の日から施行する。

示

=

青森県告示第七百十六号

五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により公表する。 畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則 (昭和二十 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に規定する種

平成十六年十二月三日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

場

所

平成一六・一二・二七 センター 畜舎青森県農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術西津軽郡森田村大字森田字月見野五五八 安原栄蔵(畜舎)の理解のでは、おります。

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十六年十二月三日

県

報

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

青

森

十和田市東五番町一三九の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 榎本昌譽

変更しようとする事項

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模		区
を利用するこ来客が駐車場	びの売舗 開席 時期 店店時 対 の る も い ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	分
午後十一時まで   午前九時三十分から	三十分 年後十時 不後十時	変更前
午後十一時まで(日午前九時三十分から	三十分 年後十時(日祝祭日午前九時)開店時刻 午前十時	変更後
	<b>宗平</b> 一成 三 美	年変 月 日更

兀 届出年月日

平成十六年十一月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年十二月三日から平成十七年四月三日まで

時間

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十七年四月三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

記載事項

3

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

(\_\_)

言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更の認可

可したので、同条第十一項の規定により公告する。 田川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十六年十一月二十五日認 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、小

(で) (対象日午前八時 一時ま

間帯できる時

事業名 維持管理

平成十六年十二月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

## 出 先 機

関

土地改良事業施行の認可

同法第九十五条第四項の規定により公告する。 か四十五人に係る次の土地改良事業の施行を平成十六年十一月二十二日認可したので、 同法第十条第一項の規定により、六戸町坪毛沢地区土地改良事業共同施行前村長政ほ 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する

平成十六年十二月三日

上北地方農林水産事務所長

肇

岩 渕

選 挙 管 理 委 員 会 地区名 事業名

坪毛沢 区画整理

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

平成十六年十二月三日

表中

青絲県選挙管理委員会委員長 金 澤 五

郎

平賀町民体育館 和一八の一平賀町大字新館字野木

センター 常盤村農業者トレーニング ター 常盤地区コミュニティセン 一 平賀町民体育館 スポー ツプラザときわ 久井名舘老人憩いの家 若松転作研修館 富柳老人憩いの家 水木地区ふるさとセンター 三ツ屋老人憩いの家 亀田地区交流センター 徳下老人憩いの家 の 九 三 早稲田七一の五常盤村大字久井名舘字 豊" | 一五の二 常盤村大字若松字森越 六 の 七 三三四の三 常盤村大字富柳字福岡 前田五三の二常盤村大字三ツ屋字上 **田** " — // 和 " 一九の一 \_ の \_ 五 八の一 平賀町大字新館字野木 常盤村大字水木字浅田 常盤村大字常盤字富田 常盤村大字常盤字三西 常盤村大字榊字亀田 常盤村大字徳下字滝本 常盤村大字常盤字二西

に改める。

を

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)